

文部科学省高等教育局  
局長 吉田 大 輔 殿

学校法人大阪産業大学  
理事長 土 肥 孝 治



2009 年度(平成 21 年度)大阪産業大学入試・受験問題について (総括)

この度の 2009 年度(平成 21 年度)大阪産業大学入試・受験問題 (以下「入試・受験問題」という。)につきまして、2009 年度(平成 21 年度)大阪産業大学経営学部入試・受験問題に係わる調査委員会 (以下「第三者調査委員会」という。)による調査報告書および本法人による調査結果等を踏まえ、入試・受験問題に関するこれまでの総括として、下記の通り取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

記

<報告内容>

- |   |      |
|---|------|
| I. はじめに   | p.2  |
| II. 入試・受験問題の判明  | p.4  |
| III. 入試・受験問題における事実と見解<br>(第三者調査委員会および本法人による調査結果を踏まえて) | p.6  |
| IV. その他<br>(第三者調査委員会から指摘を受けた事実とそれに対する反省)              | p.16 |
| V. 責任の所在と処分   | p.18 |
| VI. 再発防止およびガバナンスを機能させるための方策                           | p.22 |
| VII. 一般社会および関係者に対する説明責任                               | p.28 |
| VIII. おわりに  | p.29 |

## I. はじめに

今回の「入試・受験問題」については、本法人は「第三者調査委員会」を設置し、その調査結果[ ]と法人としての見解を貴省にご報告[ ]し公表して参りました。しかし、事実関係の真相を究めていないところがあり、なお解明に努めたい意志をもって、大学の協議会は、2014年(平成26年)1月、規程に基づく特別委員会<sup>1</sup>を設置し、調査を進め、同年3月25日にはその調査結果を第1次報告書[ ]として学内および理事に報告致しました<sup>2</sup>。今般、「入試・受験問題」に関する法人としての統一的な見解をまとめ学内外にその総括を報告するに当たっては、法人と大学の前記特別委員会とが新たに調査を実施致しました。

大学基準協会の評価においても、「2009(平成21)年度に生じた問題に対する大学自身による自己点検・評価が十分に行われておらず、自ら問題の原因を究明しようとする姿勢が欠如している。したがって、こうした状況の下で策定されつつある再発防止策が必ずしも実効性あるものになると判断することはできない。今後、『学生の受け入れ』に関して早急に自己点検・評価し、そこで問題とされた事項を改善・改革できる管理運営体制をすみやかに整備することによって、貴大学が自律的な教育研究機関として、また、本協会の正会員として機能することを求める。」との指摘を受けており、大学としては、これまでに実施した協議会特別委員会の調査(第1次報告書)以上に詳細な事実調査および検討が必要と解されました。それに基づき実施された特別委員会の調査と結論[ ]は、首肯できる点多々あり、法人側の調査・結論と符合する点は本報告書でも幅広く取り入れました。

こうして取りまとめた見解と「第三者調査委員会」の判断とを対比すると、「第三者調査委員会」の調査・結論を尊重しつつも、一部これと異なる判断に言及せざるを得ないとの考えに至りました。同委員会の報告書自体において認めるように、一部未分明の部分があって、これに基盤をおいた理事会決議、貴省への報告の一部にも、事実関係未分明のまま結論を導いていた点があり、当然の事ながら、この度の調査において最重点として検討し直した結果、

- ①2009年度経営学部的一般入試は、「不正入試」であったとの指摘を受けてもやむを得ないこと(この理由は後に詳論する。)
  - ②同入試の受験問題に関しては、個人の策謀によるものではなく、本学、法人の入試事務に携わる者らが認識しながら実行したもので、組織にある者が意識しながら関与したが故に、組織的関与がなかったとは言い難いこと(この理由は後に詳論する。)
- との結論に至りました。

また、大学入試センター試験利用入学試験(以下「センター試験利用入試」という。)につきましても、不適切な運用により、「成績優秀者の授業料免除制度」が有名無実化

<sup>1</sup> 副学長1名と学部長(教養部長、短大部長を含む)6名、研究科長1名よりなる。学長はオブザーバー。

<sup>2</sup> 3月協議会で調査結果について承認され、その後全学報告会が開催された。各理事には同年4月、中間報告書が郵送された。

していたことも事実であり、誠に遺憾に思っております。

こうした事実を重く受け止めるとともに、受験生をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けしましたことについて、法人として改めてお詫び申し上げる次第です。

本法人は、「第三者調査委員会」の調査報告書ならびにこの度の調査結果を真摯に受け止め、入試制度全般にわたって見直しを行い、入学試験の公平性、厳格性の維持に努め、こうした不祥事が再び起こらないような再発防止策実施の徹底と管理運営に力を尽くす所存です。

なお、今日に至るまでの経緯は、以下の通りです。

2013年(平成25年)3月17日付毎日新聞朝刊に「大産大やらせ受験」の記事が掲載されたことで、社会的影響を考慮して、同年3月19日に第三者調査委員会を設置しました。計9回に亘る委員会で関係書類等の精査が行われ、同年6月25日付■■■■前理事長へ調査報告書が手交されました。

これを受けて、理事会としての見解および対応案策定に向けて、文部科学省からの指導、助言を受け、同年12月5日に中間報告書を提出することができました。その後、同年12月9日付文部科学省高等教育局私学部参事官による公文書の指導内容等を踏まえ、同年12月26日にその報告書を提出。さらには、これまで確定していなかった関係者の処分内容等について、2014年(平成26年)2月24日付で報告書を提出致しましたところ、これまでの書類を取りまとめた総括報告書を提出下さいとの要請がありましたので、同年3月28日開催の理事会において提出予定の報告書案を提示致しました。しかしながら、■■■■前理事長より関係者の処分も含めて今少し検討を要するとの意向が示されたことで、最終の結論は得られませんでした。

その後もこのことへの取り扱い等に関して■■■■加えて理事・評議員の任期満了による改選手続き等、本報告書以外の諸問題を整理するため、関係者は奔走することとなりました。さらには、事務局長交代や■■■■学長の辞任なども重なりましたが、学長選出規程に則って、■■■■学長の後任として同年7月2日付■■■■新学長が選出され、また同年7月4日開催の理事会において■■■■現理事長が選任されたことにより、理事会体制は整いました。

これらにより、これまで保留としていた本報告書への対応を再開することと致しましたところ、折しも、2014年(平成26年)1月発足の大学協議会特別委員会が、この入試・受験問題に関して調査して、同年3月25日時点で第三者調査委員会の調査が十分でないこと、および■■■■元学長の行った■■■■元教頭との面談結果がほとんど反映されていないとする第1次報告書をまとめたうえ、今後もさらなる調査を行うとしていました。この状況を斟酌し、法人においても■■■■元教頭へのヒアリングを一方で実施するなど調査を進め、調査結果を総合的に判断することと致しました。

そして、法人関係者による■■■■元教頭へのヒアリングは同年8月8日に行い、一方の協議会特別委員会は同年8月26日付で第2次報告書をまとめましたので、双方の報告内容を慎重に精査し、検討を重ねた結果、これまでの法人の判断を変更し、今回発表した結論に至りました。

## II. 入試・受験問題の判明

### 1. マスコミ報道に至るまでの経緯

入試・受験問題について、2011年(平成23年)9月26日の消印にて[ ]前理事長宛ての文書(以下「[ ]文書」という。)[ ]が、附属高校[ ]元教頭より、法人本部事務局に届きました。

本法人では、この[ ]文書を受領後、関係者に対する事情聴取、受験データや経理書類の精査等、事実確認のため手を尽くしました。

しかし、附属高校関係者は、その時すでに「やらせ受験」を行ったことを報告しましたが<sup>3</sup>、情報のほとんどが[ ]元教頭自身から聞かないと解明できない事項であった上、[ ]元教頭が本法人本部前事務局長による聞き取り調査を拒否したこと、および[ ]元教頭が本学入試センター職員と面談の際に、この問題を公表しないと受けたこと<sup>4</sup>、事実経過をまとめるに留め、新たな事実が判明するまでの間、保留としました。(2011年(平成23年)10月14日)

### 2. マスコミ報道

そのような中、2013年(平成25年)2月頃から週刊朝日の記者が、[ ]文書の内容等について[ ]元理事長らを取材していることが判明し、その対応を検討していたところ、同年3月17日の毎日新聞(朝刊)において、「大産大がやらせ受験」の見出しで、「大阪産業大学が2009年度の入試で、優秀な生徒に経営学部一般入試を受験させるよう附属高校に依頼し、高校側が生徒に1回当たり5,000円の謝礼を渡していたことが分かった。入学者が増えすぎると補助金を国からカットされるため、入学意思の乏しい生徒で合格枠を埋めて入学者を抑制する狙いだった。大産大は内部の会議でこうした趣旨を認めている。」といった内容の記事が報道され、各紙がこれに追随して同趣旨の記事を掲載しました。

また、毎日新聞は、続く3月19日の夕刊でも「センター試験利用入試でも偏差値を上げるために系列の大阪桐蔭高校に要請して生徒を大量に受験させていたことが分かった。結果的に多くの生徒が合格しながら、実際には、ほとんど入学していない。この入試では、成績優秀者の授業料を免除する制度をPRしているが、実際には、桐蔭高の生徒が上位を占め、制度の適用者はほとんどなかった。」と報道しました。

### 3. マスコミ報道への対応

2013年(平成25年)3月17日の毎日新聞(朝刊)に本件記事が掲載された翌朝18日より、マスコミから取材依頼が殺到し、学園広報課はその対応に終始することになりました。その後、状況判断により、以下の通り3回の記者会見を行いました。

#### (1) 2009年度入試についての記者会見

2013年(平成25年)4月12日に、[ ]元学長による2009年度入試についての記者

<sup>3</sup> [ ]元学長ヒアリング調査。

<sup>4</sup> [ ]氏および[ ]氏・[ ]氏ヒアリング。

会見を行いました。

(2) 第三者調査委員会による記者会見

同年6月25日に、第三者調査委員会より■■■■前理事長へ調査報告書が手交され、同日、第三者調査委員会による記者会見が行われました。

(3) 第三者調査委員会報告書に対する理事会決議についての記者会見

同年7月8日に、■■■■前理事長および■■■■元学長により、第三者調査委員会による調査報告書を受け、本法人理事会の対応策について審議した結果を基に記者会見を行いました。

週刊朝日の取材が進んでいることを察知しながら、有効な手を打てなかったことに加え、2013年(平成25年)3月17日の毎日新聞(朝刊)に記事が掲載されて以降、各マスコミの取材攻勢に対し、広報活動の重要性についての認識が低いままに終始したことは否めません。それ以上に、教育機関として危機管理の認識が法人および大学に欠けていたことを反省しなければなりません。



でも示されています。なお、過去4ヶ年の平均入学定員超過率は、1.30倍でした。

当初の学則定員は440名で、その1.30倍は572名、1.37倍は602名になります。9月から入試シーズンに入り、指定校枠やAO受験枠の合格者の入学手続きが想定以上に多くなりました。これに伴い、経営学部一般入試の公表した定員に見合う合格枠の確保として、定員充足が厳しい工学部都市創造工学科から経営学科に25名移行することとなり、法人本部事務局申請業務室が文部科学省に収容定員関係学則変更届出書の提出を行い、12月下旬に認められました。これにより経営学部の学則定員は465名となり、上限定員数は1.30倍の場合604名、1.37倍の場合は637名になりました。

この様な中、2008年(平成20年)12月末までに入学手続きをした者は、すでに学則定員移行前の1.30倍である「572名」になりました。実際に一般入試では延べ420名が受験し延べ81名が合格、うち入学手続きをしたのは「28名」でした。したがって2009年度入試の経営学部入学手続き者の最終的な数字は600名で、1.37倍に対しては37名の余裕がありましたが、1.30倍をわずかに下回ったにすぎませんでした。ちなみに、入学者ベースですが、2006年度(平成18年度)は学則定員に対し1.284倍、2007年度(平成19年度)1.343倍、2008年度(平成20年度)1.359倍、2009年度(平成21年度)は1.286倍、4か年の平均は1.317倍と、上限を超えていました。貴省への申請業務を扱っていた当時の学園振興企画部企画課も、4ヶ年平均で1.30倍を超えることを懸念していたのが実情でした。

なお、経営学部への定員移行の経緯については、以下の通りです。

- ①工学部都市創造工学科の定員充足状況が芳しくないことから、2008年(平成20年)春頃には、すでに定員移行の検討を開始していました。
- ②同年11月に入り、経営学部では入学手続き者が多く、定員充足状況が好調であったことを受けて、確実に定員割れを起こすと予想された都市創造工学科から経営学科への定員移行を早めることとしました。
- ③同年11月末までに関係する各学部間での協議により定員移行の見通しが立ったことから、同年12月2日の大学部長連絡会に提案、同月9日の関係学部教授会の審議を経て、同月16日の大学協議会で承認されました。

### (3)入試問題点検手当の支給状況

文部科学省からの指導で、本学でも2009年度入試から実施された、入試に出題した問題が適切か、出題ミスはなかったなどを調べる「入試問題の第三者チェック」が始まり、附属高校の教諭が入試終了後に試験問題を解くなどして精査をしました。大学側はその手当として1科目1万円を支払うことにし、2009年度入試では、3月に56科目分56万円を附属高校に振り込みました。附属高校会計課は、4月7日付けで源泉徴収分を除く50万4,000円を教頭だった〇〇氏に一括手渡しました。

一方、各教諭に支払われたとされる明細が資料〇〇ですが、実際には〇〇元教頭から個別に手渡された金額と同資料の金額とに差違があったようです。

また、同資料に見られるように領収印には代理印が多く、さらには、大学の入試問題とはあまり縁がないと思われる保健体育の教諭が、個人別で最高額の13万円を受け取った形になっているなど不可解な部分が少なくありません。

■附属高校校長から提出された報告書■によれば、「2009年度入試における入試問題点検手当において教諭らの受領総額は10～12万円に過ぎなかった」ということです。

なお、附属高校の内部調査と法人による■元教頭への再度のヒアリング結果（平成26年9月22日）をもとに判明した入試問題点検手当の使途は、概ね以下の通りです。

#### <2009年度入試>

手当総額 560,000円（税引後 504,000円）

内 訳	受験生への謝礼	約 200,000円
	教諭手当（高校独自調査）	100,000円～120,000円
	※受領額は不確実な部分がある。	
	生徒への治療費・慰謝料	150,000円
	不 明	34,000円

#### <2010年度入試>

手当総額 710,000円（税引後 639,000円）

内 訳	教諭手当（高校独自調査）	170,000円～190,000円
	※受領額は不確実な部分がある。	
	■元教頭によると、残額は前年度において満額支払っていない一部教員に追加で支払い、その他は学校運営上適切に支出したと証言。	

#### (4) やらせ受験の指示

■元教頭は、具体的に人名を挙げて「補助金カットを回避するため、生徒らを受験させるように指示された。」「当初は、法人が謝礼金を支出すると言っていた。」などと■元学長のヒアリング調査で発言しています。一方、名指しされた当事者らは全面的に■元教頭の発言内容を否定しています。■

また、■元教頭は、「偏差値を上げて、大学のレベルを向上させるため」と教諭に説明していました。しかし、■文書には、その理由を「入学者の超過による経常費補助金を逃れるため」と記載されています。さらに、■元理事長宛文書■には、「他校受験者の合格阻止」にあると読み取ることができますが、第三者調査委員会の印象では、「■元教頭の発言に一貫性がないように思えた。」とのこと

です。  
その発言の経緯、内容等を見ると、第三者調査委員会の調査では、「当時附属高校3年を担当していた教諭らが、■元教頭から指示を受け、進路が決まっていた生徒9名に経営学部的一般入試を受験するよう依頼し、生徒が同意した」と認定しています。これについては、■元教頭も認めるようです。しかしながら、その指示は、■元教頭単独の発意によるものなのか、誰かとの相談によるものなのか或いは指示を受けたこ

とによるものなのか種々疑念が持たれるところ、■■■■元教頭自身は第三者調査委員会や法人側の事情聴取に応じませんでした。他の機会には自ら説明することがありました。これに関しては、「やらせ受験」が行われた目的が何か（それにより不正の性格が明確になる。）、誰々が関与しているのかという組織的関与の有無についても、その判断を左右する岐点であり、極めて重要視されていましたが、第三者調査委員会も、■■■■元教頭の発言が、区々に分かれ、さらに■■■■元教頭から関与者として指名された者もその事実を否定することから、いずれが真相を語るものか断定できず、■■■■元理事長が■■■■元教頭の発言を捉えて名誉毀損罪で告訴したことから、刑事手続きの上で真相が明らかになることを期待するとされました。

その上で、第三者調査委員会の報告書は、「不適切な部分があったことは事実で、入試制度の信頼を根幹から損ないかねない深刻な事態である」と非難しています。

この度の調査では、大学協議会特別委員会が■■■■元教頭から事情聴取をしましたが、法人側からも■■■■元教頭本人に再々事情聴取を申し入れていたところ、2014年(平成26年)8月8日に至って■■■■元教頭本人の応ずるところとなり、法人側からは■■■■法人本部事務局長が、■■■■元教頭の指定する場所に赴き、同氏から直接話を聞くことが出来ました。

■■■■元教頭は、「やらせ受験」が行われた経緯について、「2009年度(平成21年度)経営学部の人数超過や工学部の定員割れ等の問題についての情報は、高校側では知らなかった。■■■■次長(当時)が、経営学部の入学手続率が高く、一般入試を考慮すると補助金交付に支障を来すので『何とかして欲しい』と自分の部屋に来て言った。産大附属高校と大学とは距離があり、受験する生徒の交通費や対象となる生徒数が少ないため、複数回の受験が必要となるなどの話を■■■■次長(当時)も含め三人で話し合いました。その後最終的な判断を■■■■理事長(当時)に仰ぐため、■■■■事務局長(当時)と共に訪ねて、■■■■理事長から『やったってくれ』と了解をもらった。」と述べました。

■■■■元教頭の説明するところは、既に同氏が他の機会に話していた内容に概ね合致し、それについては名前の挙げられた人から既に事情を聞いておりました。しかしながら、■■■■事務局長(当時)以外の人は、■■■■元教頭の語るような事実はないと否定されました。

そこで、■■■■元教頭の発言の信憑性を重ねて検討しました。

#### a. 「やらせ受験」の目的

■■■■元教頭の発言の内容や周辺の人々の話を探っても、目的として挙げられる事項は、(a)補助金削減を避けるため、(b)偏差値を上げて大学のレベルを向上させるため、(c)■■■■元教頭が私的利得を計ったために行ったというように3点に要約されると考えました。

そこで、この3点に絞って検討しました。

(a) 補助金削減を避けるために、画策されたものだとすると、2009年度大学経営学部の入試、入学の状況が補助金削減を招くのではないかと懸念されるような状況にあった

かが問題となります。これについては、既に「(2)経営学部における定員充足状況」の箇所(p.6のⅢ-1-(2))で述べましたが、工学部から経営学部への定員移行によって解決を図り、事前に懸念を取り除いたと説明しました。

第三者調査委員会の報告書では、「検証・調査をした結果を踏まえ、当委員会は次のような結論に至った。①09年度の経営学部入試は途中で定員を増員するなど他年度とは異なる動きがあった。②それは指定校枠、AO受験枠など『別途入学』の入学手続きが増え、当初予定の学則定員では補助金上限定員を超える可能性が出てきたからである。③工学部から25名の定員を移行させることで、合格者枠の拡大を図ることで切り抜けた。④一般入試には延べ420名が受験、延べ81名が合格した。うち24名(実人員)が入学手続きをした。5倍を上回る競争率と入学手続き者数について大学側は『合格レベルを維持した結果で、手続率は過去の実績から想定していた範囲内である』と説明した。最終的に09年度経営学部補助金支給上限枠を37名下回る600名が入学した。当委員会は『2009年(平成21年)1月には補助金削減問題は解消した、と認識していた』との元入試センター長(当時)証言を重く受け止める。」としています。

ただ、ここで、検討しておかなければならない問題があります。それは、「第5回入試委員会議事録」元入試センター長の記載についてです。

2012年(平成24年)7月24日開催の第5回入試委員会議事録で、「『2009年に実施された入試において産大附属高校から受験生を誘導していたのではないか』という委員からの質問に対し、議事録によれば、元入試センター長(経済学部教授)は、『2009年度は、経営学部の入学者数が当時の補助金の限度である学則定員1.30倍を超える心配があった。他方で一般入試の募集定員はすでに公表しており、その人数は合格者を出さねばならなかった。そこで、附属高校の優秀な生徒に特に経営学部を受験するようお願いした。』」と回答しています。

大学の公式文書といえる議事録に記録されたこの「回答」が、補助金の上限定員を超えないように画策したとされる2009年度入試問題批判の重要な根拠になった、と断定されても致し方ないほど重大な影響を与えるものです。この議事録について当事者の元入試センター長は、元学長宛報告書〔2013年(平成25年)3月13日付け〕と第三者調査委員会の聞き取り調査で次のように釈明しました。

「①入試センター長に就任したのは2010年(平成22年)4月なので、当然09年度の入試業務に係わっていない。②ある特定の入試委員が2012年(平成24年)7月3日開催の第4回入試委員会で、具体的な情報源こそ示さなかったものの文書に沿う内容を強く主張し、『不正入試ではないか』と執拗に発言していた。その質問に答える形になったのが『第5回入試委員会議事録』である。③同委員は声を荒げ、恫喝的な言い方で発言を繰り返し、会議も紛糾していたので、なんとか円滑に進めようと事実確認もしないまま推測による説明をしてしまった。④推測するに当たり、学内に流れていた『噂』が私の頭の中にインプットされていた。⑤重大な事態を招くとは思わずに発言し、議事録に掲載してしまったことは、誠に軽率だった。」と言い、また同氏は、「当時の入試委員会以前から特定の委員の恫喝的な発言に嫌気がさし、会議を円滑に進めるために2012年(平

成24年)7月24日開催された第5回入試委員会の議事録の記述について、事実確認を明確にすることなく記載してしまったことで学内に大きな混乱を招いてしまい、心から申し訳なく、深くお詫びする。」との発言を行いました。

この議事録の記載は「やらせ受験」が補助金削減回避を意図した「不正入試」を認める証拠として引用されますが、■■■■元入試センター長は入試委員の恫喝により意に沿わないまま、かつ、事実確認できないまま、このような表現になったことを説明していません。ただし、法人による再度のヒアリングの結果、恫喝という表現に関しては本意でないことが確認されている一方で、■■■■元入試センター長の当時の心理状態や心理的要因までは明らかにはなっていません。

大学協議会特別委員会は、当時の入試委員会の録音を発言者ごとに精査した結果、恫喝的な発言は確認できず、議事は粛々と進行していたことを確認し、この■■■■元入試センター長の説明と弁明を信用すべきかどうか詳しく検討しています。その結果、当該委員やその他の教員による恫喝の事実はないこと、その恫喝的言辞を受けて■■■■元入試センター長が議事録に事実と異なる記載をしたと言う主張は正当でないと判断しています。

加えて、当該議事録に関して当時の学長、入試センター役職者を含む入試委員全員は何ら異議を唱えていませんでした。これは議事録の内容を肯定するもので、組織的関与を否定できないと判断せざるを得ません。

一方、「『2009年(平成21年)1月には補助金削減問題は解消した、と認識していた』との■■■■入試センター長(当時)証言を重く受け止める。」という第三者調査委員会の判断がありますが、大学協議会特別委員会は、次の点を指摘し、この判断にはなお疑義があると言います。

即ち、2009年度入試に当たっていた当時の■■■■入試センター長は、「経営学部の入学手続き者数の上限が『学則定員の1.37倍』であったことは、学内の入試関係者なら誰でも承知しており、都市創造工学科から経営学科に25名の学則定員の移行をおこなったことから1月時点では補助金カットの懸念は消えたと認識していたはずである」と第三者調査委員会で述べていますが、

- ①先にも述べたように、実際の上限值は単年度の1.37倍と過去4ヶ年の平均入学定員超過率の1.30倍の二つの数値があり、入試関係者は十分承知していたと思われます。また、2009年入試当時の経営学部はそのどちらの数値も超過する懸念がありました。
- ②当時1.30倍の数値が、本学の教職員、入試委員会のメンバーの間で広く認識されており、■■■■元教頭も■■■■元事務局長も、1.30倍で説明されたと述べています。
- ③2012年度に至っても入試委員会で当時の■■■■入試センター長は、倍率の上限は1.30であったと報告しています。それを入試センター幹部が、それ以後も一切否定・修正もしませんでした。
- ④都市創造工学科から経営学科に25名の学則定員の移行は、既に入試が佳境に入っていた12月に実施されていますが、入試委員会にも諮られず、異例の緊急的措置でした。
- ⑤上記「第三者調査委員会」での発言とは異なり、入試センター長であった■■■■氏自

身が、その年度の入試総括として、「経営学科は学則定員の1.37倍以内に収まり、(中略)、一般入試では、経営学部の合格者数を募集定員ぎりぎりまで絞る、という対応をとらざるを得なかった」と公式に報告しています。

これは、入試関係者が、経営学部の定員超過を何とか避けようとしていたこと、経営学科への学則定員の移行だけでは、流通学科を含む経営学部全体ではなお上限オーバーの懸念があり、一般入試の手続き者が確定する3月下旬まで、学則定員の上限を超える心配をしていたことを自ら説明するものです。また、

⑥「やらせ受験」は、経営学科ではなく、流通学科の一般入試のみに対し実行されたことが入試センターのデータを検証すると明らかです<sup>5</sup>。そのことは、■■■■元学長のヒアリング調査ですでに明らかになっていましたが、「第三者調査委員会」ではこの事実を一切取り上げていませんでした。

⑦附属高校生徒たちは、全員2月に行われた流通学科の一般入試のみを受験し、合格しても一人も入学手続きをしませんでした。前期および中期の入試に受験が集中し、一般後期の入試には1名のみが受験しています。附属高校が入試種別ごとに受験者数を調整するためには、入試センターからの情報と指示が不可欠であったと考えられます。

⑧このことは、入試センターの依頼により生徒の受験を手配し、後期入試については、受験の必要がなくなったとの入試センターからの連絡があり、生徒に受験依頼を取り消した。その連絡が不徹底だった1名が後期を受験してしまった、とする附属高校の■■■■元教頭と元教諭3名<sup>6</sup>の陳述と一致します。

これらの論証は専ら大学協議会特別委員会で行われたものですが、1月時点では補助金カットの懸念は消えたと認識していたはずであるという見方とは異なり、3月下旬まで学則定員の上限を超える心配をしていたという見方を主張するものであり、そういう見方があったことを認めると、■■■■元教頭に持ち込まれた「やらせ受験」の話が補助金削減回避の目的を秘めていたことを否定し得ないと考えます。

(b)「やらせ受験」の目的が、偏差値を上げて大学のレベルを向上させるためと言う見方は、高校教諭が生徒に依頼するときに受験させる理由として説明されたことから導き出されたようですが、当時未だ補助金削減の懸念があり、これを避ける必要があったとすると、偏差値云々よりは、この点に目的の本筋があったことは拭えないと思います。

<sup>5</sup> 「2009年経営学部一般入試志願・手続き状況：附属高校、大阪桐蔭高校」

<sup>6</sup> 教諭3名連名（■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏）で■■■■学長宛に出した平成25年5月21日付の「やらせ入試に関する■■■■学長への報告」。

(c) 「やらせ受験」の目的が、元教頭が私的利得を計ったことにあるという見方がありますが、これは、元教頭が第三者調査委員会や本法人の事情聴取に応じなかったり、入試問題点検手当が元教頭の手に一括して渡り、それが教員を通じて受験生に受験の謝礼として渡されたが、教員の受領印の不自然さ、受領者として挙げられた者の不自然さなどからして、元教頭がこのような操作をして金銭を不正に捻出着服するためにしたのではないかと疑われたものです。しかし、今回事務局長が元教頭に直接会い、この点に関する疑問を問い糾したところ、同氏は、この金を受験生に謝礼として渡したほかに、事故に対する治療費その他に充当するため、本来の支出経路を無視して調達した分があり、それがこのような形で金銭授受の記録として残っていると説明しました。入試問題点検手当は、「やらせ受験」があった2009年度入試だけでなく、2010年度入試も、元教頭の手に一括して渡り教員の受領印の不自然さがあり、入試問題点検手当が、本来の支出経路を無視した金銭の捻出方法として利用されたことは間違いありません。元教頭の個人的な金銭捻出を否定することもできません。しかし、結局「やらせ受験」はすべて元教頭が私的利得を計ったものという見方をすることまではできません。

こうして検討すると、元教頭に持ち込まれた「やらせ受験」の目的は、補助金削減を避ける目的もあったと認めざるを得ないところもあり、これを元教頭独りの企みによる行為と見るのは、多くのことに目を閉じ全体の構図を見極めていないことによるものだと思います。

第三者調査委員会は、「やらせ受験」を全体として評価して、「『2009年(平成21年)1月には補助金削減問題は解消した、と認識していた』との入試センター長(当時)証言を重く受け止める。また、実際の試験でも作想的に合否の判定をしたような形跡も見当たらないことから『不正入試という批判は当たらない』と判断した。しかし繰り返すが、附属高校生に受験を勧誘し実際に受験させて合格者も出している。この事実は動かし得ない。さらにはあろうことに生徒らに現金を渡すという信じがたい行為まであった。ゆえに、『09年度の一般入試で不適切な部分があったことは事実で、入試制度の信頼性を根幹から損ないかねない深刻な事態である』と結論する。」としています。「不正入試」の意味を限定的に用いられているが、後述するように本法人の組織的な関与が疑われる中で、附属高校の教諭が実行した行為は、入試制度の基盤となる公平・公正さを害するものであって、それ自体不正な入試が行われたとの指摘を受けるべきことです。

入試は「受験生の出願、受験、合否判定について厳正に行う」<sup>8</sup>べきものであり、社会的通念から見た場合「不正入試」の範疇に入る不正行為だと思います。

2月の経営学部一般前期・中期の入試で、明らかに合格者数操作の目的で入学意思のない本学附属高校生徒を受験させ、その合格者が一人も入学手続きをしなかったことは、結果として本学への入学を希望していた他の生徒を不合格にして排除しており、これは

<sup>8</sup> 元入試センター長「2009年度入試の状況説明」2012年10月25日。

受験生に公平な機会を与えたとは言えません。

それが故に、法人側も大学も真摯に、この関連の出来事を反省し、二度と入試において、不公正な行為や公平を欠く行為を行わないように万全の対策を講ずべきだと考えております。

#### b. 組織的関与について

本件「やらせ受験」が、■■■■元教頭単独の発意に基づくものなのか、他人との合意によるものなのか、或いは誰かの指示により■■■■元教頭が行動したものなのか見方が分かれました。従来、第三者調査委員会および本法人の調査において、■■■■元教頭が事情聴取に応じず、ために同氏が他の機会の説明した内容を付度して事実を把握しようと努めました。第三者調査委員会でも指摘するように、■■■■元教頭の発言に一貫性がないように受け取られる一面もあり事実の確定は困難でした。

■■■■元教頭は、この度初めて法人側の事情聴取に応じ、本法人■■■■事務局長に対し、経緯を説明しましたが、前記した通り、その内容は、「■■■■次長（当時）から話があり、■■■■次長（当時）とも相談し、最終的には■■■■事務局長（当時）と共に■■■■理事長（当時）の指示を仰いだ」というものでした。■■■■元理事長は、明白にこの事実を否定されています。その態度は強固であり、■■■■元教頭の発言を捉えて自分の名誉を毀損したとして、警察署に対し名誉毀損罪で告訴状を提出されました（しかし、警察の捜査手続きは進展していません。）。■■■■氏等も■■■■元教頭の言う事実を裏付ける事実を語りません。従って、刑事裁判で個人の刑事責任を問うような観点から見ると、いわゆる証拠能力、証拠の信用性を欠くことばかりで到底事実の確定が出来ないと思われま。

しかし、この件が■■■■元教頭のみ発意に基づくものかと言われると、疑問を感じます。それは、この「やらせ受験」が行われた動機に繋がる問題だからです。■■■■氏作成の平成 25 年 12 月 18 日付け誓約書■■■■には「産大附属高校は大阪産業大学の系列校であり、平成 20 年度から高大連携を強く打ち出したことから、教頭の■■■■とは連携を取りあっていました。12 月初旬に産大高校を訪れた際、確か■■■■教頭には『一般入試で優秀な生徒を受けさせて欲しい。』ということを行いました。これは毎年お願いしている内容です。優秀な生徒は、他の大学も受験するため、当然、専願である特別推薦入試は受験しないし、公募推薦にしても年内に試験があるため、受ければモチベーションが下がり、年明けの他大学の試験で力を発揮出来ないとの理由から、高校の先生は受けさせたがらない。そのため、一般入試を受けて貰い、他大学に行けなかった場合には、比較的優秀な生徒が産大に来てくれるという意味で受験勧奨を行っています。だから、一般入試で不正受験をしてくれとお願いしたことはありませんし、まして、受験した生徒に日当として手当を払うなど、あってはならないことであり全く関与はしていません。平成 21 年度の入試当時は、産業大学附属高等学校に対して、入試に合格すればできる限り入学手続きを行うことを前提に、結果として大学生のレベルや偏差値向上のため、これまで優秀な生徒に受験して貰えるよう依頼は行っていますが、経常費補助金不交付を免れるために受験依頼を行ったことはありません。」と記載しています。

補助金不交付（削減）を免れるための受験依頼は否定していますが、教頭の立場の■■■■氏と入試センターの担当者等の間では一般的な受験依頼があったことは窺われ、そういう話の中で問題を引き起こすまでの話に至ったことも想像されるのです。「やらせ受験」が経営学部のうち流通学科の一般入試のみに対して手続状況を見ながら実行された可能性があり、そのためには入試センターからの情報や指示が不可欠であったと考えられます。個々の証拠を援用してあれこれの事実があると断定することは難しい上、個々人の行為の認定も各人の供述が合致せず認定は難しいと思いますが、しかしながら、社会通念からの分析、個々の証拠が語る事実の積み重ね等により総合判断しますと、高大連携の構図の中で、本件のような「やらせ受験」を生み出す萌芽の存在は否定しきれず、その中で組織にある者達が情報を出し合い、認識を有しつつ本件に関与していたものと認められますので、組織的関与がなかったとは言い難いものです。

これを個人的な発意、行為に帰する問題だとして見ていたのでは、組織の中で生じた欠陥を見出し得ず、有効な再発防止策を構築することも難しいと思われま

#### (5) 不誠実なセンター試験利用入試問題

なお、関連する問題として「不誠実なセンター試験利用入試問題」があります。

受験生も当然目にするはずの大阪産業大学「入学試験概要」には、「センター試験利用入試（前期日程）の成績優秀者（上位 10%）は 4 年間の授業料を全額免除する。」と告知しています。しかし、2009 年度（平成 21 年度）に限らず現実には、大阪桐蔭高校から併願によるセンター試験利用入試の出願者が相当数あり、合格者も同校生が上位を占めています。しかもその合格者のほとんどは入学手続をしていませんでした。その結果として「優秀者の授業料免除制度」は有名無実の制度になっていました。

この件に関しましては、本制度を導入した 2007 年度（平成 19 年度）以降に実施したセンター試験利用入試において、授業料免除対象から除外されていた 11 名の受験生に対しまして、2013 年（平成 25 年）7 月 29 日付の文書を送付のうえ、■■■■前副学長、■■■■元入試センター長等の大学役職者が先方を訪問し、事情説明を行い、要望等を聴取するなど真摯に対応しました。その結果、同年 9 月 24 日をもって 11 名全員の方からご理解、ご了承を頂くことができました。

#### IV. その他（第三者調査委員会から指摘を受けた事実とそれに対する反省）

##### (1) マスコミへの初期対応

内部情報の漏洩によって週刊朝日の取材が進んでいることを察知しながら、有効な手を打てなかったことに加え、2013年(平成25年)3月17日の毎日新聞(朝刊)に記事が掲載されて以降、各マスコミの取材攻勢に対し、受け身の対応に終始することになりました。

結果として、広報活動の重要性についての認識の低さに加えてマスコミ取材に対する初期対応の不十分さが、後日、問題を複雑化、深刻化させたことは否めません。

##### (2) 組織内の人事を巡る私憤、待遇や処分への不満、派閥的集団の存在

第三者調査委員会による調査報告書からは、「複数の告発文書の文面から察するに、組織内には人事を巡る私憤、待遇や処分への不満などが底辺によどみの如く沈殿しているようにも思える。さらには、学園内に派閥的集団が複数存在し、それらが利害や思惑が絡んで学内外でうごめきあっているようにも見える。古い体質の残滓(ごんし)のような集団の行動はあまりに稚拙と言わざるを得ない。」との指摘がありました。

##### (3) 組織内における情報管理の不備

公式文書の議事録や資料が広範囲に流布され、公的なメールシステムを個人が利用して個人的な意見を一斉配信するようなことなどが実際に生じています。また、不確実な情報が学内を一人歩きしていることは否めません。

##### (4) 信賞必罰関係

第三者調査委員会による調査報告書からは、「過去十数年にわたり、人事面で一部役員等の恣意的な判断が続いていたと認められます。一方、信賞必罰に関しては、まだまだ現行のシステムでは実効が期待できない。今後、懲戒規程の見直しと簡素化を図る必要がある。」との指摘がありました。

##### (5) ガバナンスの強化

第三者調査委員会からは、「教職員には、『このままでは明日はない』というほどの危機感を共有しながら、教育現場に深く関与する職場に従事しているという誇りと自覚の堅持を求めたい。学校法人には、現在進められている人事・組織制度の見直しを徹底するとともに、教職員の進むべき運営方針をはっきり示すなど、ガバナンスの強化を図り、正常化を急いでほしい。」との指摘がありました。

また、理事長のガバナンスについては、2013年(平成25年)9月25日に貴省から、2004年度(平成16年度)の私立学校法の改正で寄附行為は、「理事長は、法人事務を総括し、法人を代表する」から「法人を代表し、その業務を総理する」に変更されているはずであるとの指摘を受けました。よって寄附行為を改正しました。

##### (6) 最高学府としての自浄作用の必要性

学長と教員との間で対立があり、大学内における学長のガバナンスが正常に機能しておりませんでした。と指摘されました。今後学長は、教学の代表としての使命と、倫理

的・道徳的規範に基づき行動し、自らの言動に責任を持ち説明責任を果たすこと、各種  
会議・委員会では、建設的な議論を奨励し健全な運営をしてまいります。

## V. 責任の所在と処分

### 1. 入試・受験問題に関する処分について

この度の入試・受験問題において、第三者調査委員会の調査報告書より、「(補助金不交付を免れるための)不正入試という批判は当たらない」との判断を頂いておりますが、2009年度(平成21年度)入試において、不適切な部分があったなどの事実から、以下の職員を懲戒処分としました。

処分内容につきましては、学校法人大阪産業大学大阪産業大学職員就業規則(附属高校の職員においては大阪産業大学附属高等学校就業規則)に基づき、全11回の懲戒委員会(附属高校の職員に対しては全3回の懲戒委員会)による審査結果を踏まえ、2014年(平成26年)1月24日に行われた理事会を経て、■■■■前理事長において下記の通り決定しました。

なお、処分の実施については、平成26年2月10日付で対象者に対して文書で通知するとともに、学内向けホームページにおいて公開しました。

#### (1) 大阪産業大学経営学部一般入試問題およびセンター試験利用入試問題に係わる処分

所 属	氏 名	処分内容
法人本部事務局長付 (当時、大阪産業大学附属中高校長)	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	出勤停止5日間
大阪産業大学附属高校 教諭	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	降 給
大阪産業大学 工学部 教授 (当時、大阪産業大学学長)	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	減 給
大阪産業大学 教養部 教授 (当時、大阪産業大学入試センター長)	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	減 給
大阪産業大学 経済学部 教授 (当時、大阪産業大学入試センター長)	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	減 給
法人本部事務局長付 入試担当部長 (当時、大阪産業大学入試センター次長)	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	降 格
大阪産業大学 入試センター 次長	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	降 格

#### (2) 本件事案に係わる処分

所 属	氏 名	処分内容
法人本部事務局 総合企画室長	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	譴 責
大阪産業大学 人間環境学部 教授	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	譴 責

#### (3) その他

所 属	氏 名	内 容
法人本部事務局長	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>	訓 戒

ただし、その後の法人および大学の協議会特別委員会における再調査の結果を基に、以下の2名に対する処分を変更することについて、2014年(平成26年)11月28日に行

われた理事会において了承されました。

○ [法人本部総合企画室長（現法人本部事務局長）]

変更内容：懲戒処分「譴責」を撤回する

撤回日：平成26年10月28日付

撤回理由：平成26年2月10日付で、「広報責任者(マスコミ対応等)でありながら自覚が足らず、マスコミ取材に対する初期対応が不十分であったため、後日、問題を複雑化、深刻化させた。」として、「譴責」の懲戒処分としました。

しかし、懲戒理由とされたマスコミ取材に対する初期対応が不十分であった点は、当時の理事長および [ ] 氏の指示に従ったものであり、組織的に対応した結果責任を一個人に負わせることは通常ありえないことから、懲戒処分を撤回することとしました。

○ [人間環境学部教授]

変更内容：懲戒処分「譴責」を撤回する

撤回日：平成26年10月28日付

撤回理由：平成26年2月10日付で、「入試委員会で入試センター長に対して、執拗に責任追及をし、会議の円滑な進行を妨げた。また、事実と異なる内容を議事録に記載させるに至り、その文書が公となったことで、問題を大きく複雑化させた。」として、「譴責」の懲戒処分としました。

しかし、このたび実施された入試・受験問題に関する大学協議会特別委員会の再調査では、入試委員会における [ ] 教授による恫喝的な発言はなく、議事は粛々と進行していたことが確認され、加えて当該議事録に関して当時の学長、入試センター役職者を含む入試委員全員は何ら異議を唱えていませんでした。これは、恫喝的言辞を受けて議事録に事実と異なる記載をしたという主張は正当でないと判断しました。

また、懲戒委員会でも [ ] 教授が強要して議事録に記載させた事実は確認できていません。

これらのことを踏まえ、 [ ] 教授に対する懲戒処分を撤回することとしました。

(4) 既に本法人を退職した職員に対する処分

上述 (p.6のⅢ) の通り、この度の入試・受験問題において、不適切な入試の実行や入試問題点検手当を取り扱った [ ] 元教頭をはじめ、附属高校の生徒に現金を手渡すなど、本件に関わったとされる教諭については、既に本法人を退職していることから、懲戒処分を科すことはできませんでした。また、退職時に支給した退職金についても法律上、返還請求をすることはできません。

ただし、入試・受験問題によって不利益を受けた受験生をはじめ、社会に与えた影響

や本法人が受けた社会的影響等を考えますと、損害賠償請求や業務妨害等において告訴することも検討致しましたが、2014年(平成26年)2月28日に行われた理事会において、訴訟は行わないことが審議・了承されました。

## 2. 理事の処分について

この度の問題は、■■■■前理事長時における理事会体制前の問題ではありますが、本法人の最高決議機関である理事会として、今回の事実を重く受け止めるとともに、受験生をはじめとする関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしましたことに鑑みて、2014年(平成26年)3月12日において、次の通り、理事全員に対する処分をホームページにて公表(常勤理事のみ公表)するとともに処分を実施しました。

○理事長	土橋 芳邦	減給	役員報酬月額	50%	3ヶ月
○常務理事	重里 政司	減給	役員手当	30%	3ヶ月
○理事	瀬島 順一郎	減給	役員手当	20%	1ヶ月
○理事	大西 陽太郎	減給	役員手当	20%	1ヶ月
○理事	峠 孝尊	減給	役員手当	20%	1ヶ月
○理事	入江 満	減給	役員手当	20%	1ヶ月
○理事	西 博行	減給	役員手当	20%	1ヶ月
○理事	中野 透	減給	役員手当	20%	1ヶ月



## 3. その他

### (1) ■■■■元学長の辞任について

この度の入試・受験問題は、■■■■元学長が就任前のことで直接的な責任はありませんでした。しかし、大学運営上、学長として各学部をまとめきれなかったこと、また、その結果として大学内のガバナンスが正常に機能しなかったこと、さらには健康上の問題もあり、任期を13ヶ月残して、2013年(平成25年)7月31日付で辞任しました。

### (2) ■■■■元入試センター長の辞任について

■■■■元入試センター長は、2012年(平成24年)7月24日開催された第5回入試委員会の議事録の記述について内容の事実確認をせず記載し、その議事録が2009年度(平成21年度)入試・受験問題の重要な根拠となったことに責を負い「大きな混乱を招いてしまい、心から申し訳なく、深くお詫びする。」と発言を行い、2013年(平成25年)7月31日付

で辞任しました。

## VI. 再発防止およびガバナンスを機能させるための方策

本法人は、教育・研究活動を通じて、人材育成および学術文化の承継と創造、ならびに社会貢献を図ることを使命とし、学生、保護者、教職員、地域社会などのステークホルダーへの情報開示と説明責任を果たし、学園全体の価値を高めることを目指しています。

この目標達成のために、学校法人における業務の健全性および適切性を確保する必要があり、適切なガバナンス体制のもと、業務の全てにわたる法令等遵守および各種リスクの的確な管理に努める所存です。そのために、役職者が一体となって、教育機関としての使命と責任、建学の理念を徹底し、各機関による重要事項の審議・決定へと改革して参ります。

しかし、この度の入試・受験問題が顕在化し、貴省ご指摘のとおり学校法人としての管理運営が十分であるとは言えない状況にあります。

これらのことを踏まえ、再発防止策とともにガバナンス体制の強化を図ることを目的として、新たな学校法人大阪産業大学として風通しの良い、自由闊達な組織風土の構築に取り組みます。

また、これまでの調査の結果、入学定員超過等の懸念に対して大学入試センターが事務レベルで対応策を検討していたと考えられます。本来、このような事項は教学の入試委員会をはじめとする会議体で対応すべきとの認識に立ち返り、学長を委員長とする新設の「教学委員会」において高大連携に係るすべての案件を審議することで、今回のような事態を回避したいと考えております。

### 1. 入試問題点検手当の支給方法

前述（p.7のⅢ-1-(3)）の通り、2009年度入試、2010年度入試においては、入試問題の点検を行う教員は、■■■■元教頭が個人的に依頼していたこともあり「1科目1万円」という入試問題点検手当の基準すら各教員には知らされていませんでした。さらに、支給方法についても■■■■元教頭を通じて現金で支給されていました。その結果、点検を行った教員は、高大連携に伴う教員の業務の一環と捉え、受け取っていたのは、手当ではなく「謝礼」という意識で、入試問題点検手当の支給方法に問題がありました。

このことから、2011年度(平成23年度)の入試問題点検手当からは、「1科目1万円」という基準を明らかにし、入試問題の点検を行う教員は各教科で決めてもらうようにしています。また、支給方法についても、代理受領をなくし直接本人に手渡しすることにしました。さらに、2012年度(平成24年度)からは、口座振込に変更することで会計処理手続を適切に行い、再発防止に努めています。

### 2. 系列高校からの受験

2014年度(平成26年度)入試より、これまで免除であった附属高校生の入試検定料を一般受験生と同様に徴収し、入学意思の無い附属高校生が安易に受験できないよう、また、入学意思のある高校生が公平に入試を受けられる体制を整備するなど入試制度を見直しました。

また、大阪桐蔭高校では、以前は、関西の難関私立大学を目指す受験生には、併願校として大阪産業大学の受験（入学検定料を免除）を勧奨していました。この慣例が今日に至っているために今回の問題が発生しました。入試制度上、問題はないと認識していましたが、他の受験生に対する配慮が欠けた結果となってしまった事について、改善が必要であると判断を致しました。

このことから、センター試験利用入試における「成績優秀者の授業料免除制度」を適切なものとするため、2014年度(平成26年度)入試より系列校からの受験生に対しても、一般受験生と同様に入学検定料を徴収し、出願についても最大4件(出願)までに制限することとしました。さらに、入学試験全般における複数出願状況を把握できる体制についても整えました。

### 3. 教育機関としての職員における倫理観の向上

この度の入試・受験問題に関しましては、本法人の職員において教育に携わる者としての社会的責任に対する意識や倫理観が欠如していたことは否めません。このことから、教育現場に身を置く職員としての意識や倫理観の向上にむけて、各種研修会や会議等の場を通じて、しっかりと指導していきたいと考えております。

なお、当時の大学入試センターで事務的な部分を担っていた、当時の■■■■次長および■■■■次長は相応の懲戒処分を受けたうえ、人事異動により他部署へ配属されており、新たな入試センター構成員は心機一転入試業務の原点に戻り、業務にあたっています。

### 4. 監事機能および内部監査機能の強化

#### (1) 監事機能の強化

##### ① 監事の支援組織の強化

内部監査室に監事の職務上の支援機能を持たせ、定期的(月1回を基本とする)に経営情報等を提供します。

##### ② 監事の専門性強化

監事に会計、組織運営等に長けた人材(公認会計士)を選任し、現状、弁護士のみの構成に加えて会計の専門性を持たせることとします。

##### ③ 三様監査の連携

内部監査室が中心となり、監事3人と監査法人による三様監査体制を確立します。

#### (2) 内部監査機能の強化

##### ① 体制の強化

内部監査室ではこれまで2名体制でしたが、2014年(平成26年)4月から財務に関する専門家1名を含む3名体制に増強しました。

##### ② 外部有識者諮問委員会等への出席

内部監査室長が外部有識者諮問委員会等にオブザーバーとして出席します。

##### ③ 三様監査の強化

業務監査に注力すると共に、前述の通り、会計監査法人を交えた三様監査の連携を強化します。

※ 内部監査では、業務、会計（財務）、コンピュータシステム、その他特命監査を実施しています。

※ 2014年度(平成26年度)は、入試業務や稟議・決裁に関する監査を実施しています。また、大阪産業大学入学試験実施規程等の改正を行い、内部監査室長が入試委員会オブザーバーとして出席すると共に入試資料の確認等を行うことにより、入試業務における公平性を担保します。

## 5. 信賞必罰について

職員の懲戒処分に関して、懲戒委員会が円滑に機能するよう、2013年(平成25年)12月より懲戒委員会規程の改正について教職員組合と協議を進めています。

改正時期につきましては、当初、2014年(平成26年)3月を予定しておりましたが、教職員組合から新たに規程改正案の対案が提示され、併せて懲戒処分に係わる就業規則の改正案も提示されました。これに伴い、今後団体交渉等を通じて、改めて協議を進めていくこととなりますが、できる限り早期に改正できるよう取り組んで参ります。

## 6. 寄附行為の改正について

私立学校法改正の主旨を踏まえ、法人のガバナンスの強化を図り正常化の一助とするため、寄附行為の改正が理事会で承認されました。これに伴い、2014年(平成26年)1月27日付にて貴省へ寄附行為変更認可申請を行い、同年3月20日付にて認可されました。これにより、同年6月1日より新寄附行為を施行しております。

特に今回の改正では、寄附行為の作成例に準拠した上で、①理事長の任期を制限(通算2期まで)、②理事長の位置づけを「法人を代表し、その業務を総理する」と明確に定義、③大阪桐蔭高等学校校長を理事とする、④理事と評議員との任期を合わせる等の改正を行いました。

## 7. 外部有識者諮問委員会等の開催

これまでの諸問題が経営者層や管理職層の倫理観の欠如に起因していたことから、学校法人に求められている社会的責任と公共的使命等を柱とした倫理の構築を最重要課題として位置付け、具体的に担保するための体制整備についての議論は不十分であったと認識しています。

具体的には、組織が閉鎖的で硬直化していたため、法令等遵守に関する問題等の情報が収集され、理事会に適時に伝達される仕組みが脆弱でありました。また、理事会で決定した経営方針を組織全体に周知徹底する機能も十分でなかったと反省しています。

上記の現状認識を踏まえ、理事会機能の補完および内部統制を機能させるために組織内に、新たに①外部有識者諮問委員会、②学園戦略会議、③教学委員会を設置するとともに、学園事務系会議規程を改正し、管理運営機能の強化を図ります。

また、新たに設置する委員会の仕組み、施策等が適正に運営されているかの評価を内部監査室等が行い、PDCAサイクル機能の徹底を図ります。 [REDACTED]

### (1) 外部有識者諮問委員会 [REDACTED]

理事会の諮問機関として、外部有識者の視点・専門的知見を活用する目的で設置し、経営に不可欠なガバナンスの充実および教育・研究の質的改善・改革の持続的確保に関する提言を行うものとします。

#### ① 期待する提言内容

- ガバナンス体制の在り方
- 学校法人組織の内部統制と経営管理の在り方
- 不正防止の観点から法令等遵守(コンプライアンス)体制の在り方
- 本学園と設置学校の在り方
- 大学基準協会による認証評価の「努力課題」および「改善勧告」等の改善措置評価について
- その他理事会で決定された諮問事項

#### ② 構成員

- 委員長： [REDACTED]  
委員： [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

### (2) 学園戦略会議 [REDACTED]

#### ① 設置目的

本法人の経営は教学と連携しつつも、お互いの理解が十分でないがゆえに、時には干渉し合わない関係であり、時には反対勢力となる関係であります。また中高等学校は大学の状況について、大学は中高等学校の状況についての理解が十分とは言えない状況等、法人組織全体として迅速で戦略的な意思決定が行えない状態にあります。

この現状を踏まえ、経営と教学が一体となり責任のある戦略の策定と決定およびスピード感のある実行を行うことを目的として「学園戦略会議」を設置します。

主な取り組みは以下の通りです。

#### ② 主な取組内容

- 本学園の中長期経営計画および行動計画の策定に関する事項
- 教学委員会および学園事務系会議等から提起された事項
- 理事会決定事項の進捗管理に関する事項
- 本学園運営に関して必要と認められる事項
- その他理事会からの諮問事項

### ③構成員

議長：理事長

副議長：常務理事

委員：事務局長、総務部長、財務部長、総合企画室長

学長、副学長、事務部長

附属中高校長、附属中高事務長

大阪桐蔭中高校長、大阪桐蔭中高事務長

### (3) 教学委員会および学園事務系会議

#### ①設置目的

学園戦略会議の下部組織として大学と両中・高校間で調整が必要な事項を協議する「教学委員会」と「学園事務系会議」規程を改正して機能強化する二つの専門部会を併設します。

なお、各委員会は必要に応じて部会をつくることとします。

#### ②主な取組内容

##### <教学委員会>

○学園戦略会議からの諮問事項

○理事会決定事項の実行方法および進捗管理に関する事項

○職員任免規程に規定する全職員間の情報共有および連携強化に関する事項

○各機関の相互理解および連携強化に関する事項

○その他本学園の教学運営に関して必要と認められる事項

##### <学園事務系会議>

○学園戦略会議からの諮問に関する事

○重要な企画および提案に関する事

○所管業務の重要な報告および連絡に関する事

○その他本学園の管理運営に関する事

#### ③構成員

##### <教学委員会>

委員長：学長

副委員長：附属中高校長、大阪桐蔭中高校長

委員：副学長、大学学部長(教養部長含む)、事務部長

附属中高教頭、附属中高事務長

大阪桐蔭中高教頭、大阪桐蔭中高事務長

##### <学園事務系会議>

議長：事務局長

委員：事務職員の部長、次長職

上記の学園事務系会議を除く組織の設置については、2014年(平成26年)1月24日の理事会において、審議・了承され、同年2月の理事会にて各組織に向けての諮問内容を

決定するとともに、同年4月15日、9月18日、11月19日には外部有識者諮問委員会が行われ、さらに、同年7月31日、11月12日には学園戦略会議を開催し、委員会の位置付け等を再確認するなど、各組織による活動を開始致しました。

しかしながら、このたび見直しを行った結果、既設の学園事務系会議規程を改正し、機能強化することで、当初計画した「管理運営委員会」よりも実効性あるものと判断しました。これに基づき、学園事務系会議における部次長会議を同年10月23日に開催し、この度の入試・受験問題およびガバナンス強化体制等について状況報告が行われました。

## 8. 既設委員会との関係

大学においては、協議会、学部教授会、各種委員会（自己点検・評価に関する委員会も含む）で様々な審議・調整を行っています。一方、両中・高校では職員会議、校務運営委員会または執行部会議で重要事項を審議するという組織を今一度そのあり方を再認識したうえで、それぞれの事項について分析・検証を徹底致します。

その過程で、各教育機関の調整が必要となれば、「教学委員会」を経て「学園戦略会議」に諮ることとしますが、その必要がなければ各機関の長が直接「学園戦略会議」に諮るという運営形態を執ります。

## Ⅶ. 一般社会および関係者に対する説明責任

この度の入試・受験問題につきましては、2013年(平成25年)3月17日のマスコミ報道以降、本学のホームページ(トップページ)を通じて、状況説明、第三者調査委員会による調査報告書、貴省への報告書、理事の処分等について、学生、保護者、卒業生、教職員、関係者の方をはじめ、広く社会に向けて情報開示を行ってきました。

本件に関する質問や問合せにつきましても相談窓口を設置し、学内関係者(学生、保護者、職員等)に対しては総務課が、学外関係者(マスコミ関係、一般等)に対しては学園広報課が担当し、内容に応じて関係部署とも連携を取りながら、しっかりと対応を行っています。

また、本法人内の職員に向けては、前述のホームページによる情報開示や問合せ窓口の設置に加え、本法人内の広報誌である学園報(平成26年1月号)を通じて、①法人経営者の考え、②進むべき方向性、③取り組まなければならない事項等について、法人内の全ての職員に向けて情報発信を行いました。

さらに、職員向けの説明会として、2014年(平成26年)2月13日に、法人内の事務職員(部・次長級)を対象に■■■■前事務局長より、①入試・受験問題に関する経緯・内容、②第三者調査委員会による調査、③懲戒処分、④再発防止策の推進・ガバナンス体制の強化、⑤文部科学省への報告、⑥職員に向けてのメッセージ等について説明を行うとともに質疑応答の場を設けました。一般事務職員に対しては、各部・次長職を通じて説明が行われました。また、同年3月12日には、大阪桐蔭高校において■■■■校長が、同月13日には、附属高校において■■■■校長が、同月18日には、大学において■■■■前学長がそれぞれ各機関に所属する教職員を対象に(大学においては事務職員も含む)、①入試・受験問題に関する内容、②第三者調査委員会による調査、③文部科学省からの指摘事項、④経常費補助金の減額、⑤再発防止策の推進・ガバナンス体制の強化、⑥職員に向けてのメッセージ等について説明を行いました。

なお、同月19日に行われました大学卒業式におきましても、この度の入試・受験問題に関して、冒頭、■■■■前学長より、卒業生および関係者に対しまして謝罪を行いました。

この様に、今後におきましても、法人内外に向けてしっかりと情報開示をすることにより、社会的説明責任を果たして参りたいと考えています。



日も早く回復させるためには、教職員が信念をもって教育・研究に勤しめる体制の構築が急務であり、学生・生徒が安心して学べる環境を整え、保護者を含めた社会のニーズに対応した教育と指導を充実させることができれば、ステークホルダーはもとより、社会的にも高い評価を得ることができ、延いては、認証評価の回復にも繋がるものと確信しております。

弊職は、法人運営の責任者としての責務を全うする方策として、本法人に携わる方々の意見をよく聞いて、運営の決定に当たる所存であり、理事会においては理事、評議員会では評議員の意見、そして、監事と新たに設置した外部有識者の意見、さらには、教職員それぞれの職制に応じる精通した見解や現場担当者の意見も踏まえた上で、学生・生徒のことを第一に考え、教育機関としての責任を果たすため、多くの意見を取り纏めたいと考えております。衆知を集め有効な方策を練り、これを実行することを新理事会体制の基軸方針としたいと考えています。

より良い発展を遂げられますように、今後ともご指導をお願い致します。

以上